4　ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4の2　イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所等が、その指定を受けた日から２年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、１日につき所定単位数を算定する。

5　イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

⑶　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

6　指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第２項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

7　（略）

2　（略）

3　就労定着支援体制加算

イ　就労を継続している又は継続していた期間（以下「就労継続期間」という。）が６月以上12月未満の者

⑴　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　15単位

⑵　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　24単位

⑶　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　36単位

4　ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

（新設）

5　イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の⑴から⑹までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴から⑹までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていない場合　100分の95

（新設）

（新設）

⑶　（略）

⑷　過去２年間の就労移行者数（ただし、平成28年４月１日以降においては、第13の１の注２又は注３に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等へ移行した者を除く。）が零の場合　100分の85

⑸　過去３年間の就労定着者数が零の場合　100分の70

⑹　過去４年間の就労定着者数が零の場合　100分の50

（新設）

6　（略）

2　（略）

3　就労定着支援体制加算

イ　就労を継続している又は継続していた期間（以下「就労継続期間」という。）が６月以上12月未満の者

⑴　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　29単位

⑵　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　48単位

⑶　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　71単位